

公共事業再評価調査

所管課： 港湾課

1 事業概要	事業名：本部港(瀬底地区)港湾改修事業					
	事業種別： 港湾改修事業	事業主体： 沖縄県	当初事業期間： H24 ～ H32			
	事業箇所： 本部町	根拠法令： 港湾法	事業期間： H24 ～ H34			
	総事業費(百万円) 696	費用内訳： 補助 9/10	事業量：船揚場、防波堤、物揚場			
(整備目的)	本部港(瀬底地区)は、瀬底島の東側に位置し、これまでに突堤式の物揚場、斜路、船置場が整備されている。昭和60年の瀬底大橋の開通により、本島と瀬底島を結ぶ定期フェリーは廃止されたが、現在は地元の遊漁船やレジャーボート等が利用している。 本港は船揚場の斜路面積が不足しており、また船揚場への波の遡上を低減する必要があることから、船揚場及び防波堤等を整備する。					
2 再評価該当項目	<input type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input checked="" type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間( 年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他 (             )					
3 再評価に至った主な要因	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他 ( 利害関係者との調整 )					
(具体的理由)	事業当初、本事業計画について地元一部住民から景観等の悪化を理由に、反対の意見があり調整が難航した。その後は、港湾改修整備に伴う海洋レジャー活動の増加が予想されることから、漁業関係者が漁場への影響を懸念したため、調整が長期化し着工が困難となった。					
4 事業の進捗状況	項目	事業費(百万円)	船揚場(m <sup>2</sup> )	防波堤(m)	物揚場(m)	護岸(m)
(H30. 12月時点)	計画	696	1,876	96	31	59
	実施済	35	0	0	0	0
	率	5%	0%	0%	0%	0%
5 事業効果の評価指標	①通常時作業時間削減便益 1,026		①建設費 634			
	②荒天時避難に伴うコスト削減便益 598		②管理 5			
	③通常時船舶乗降作業に伴う船舶の耐用年数減少回避便益 171					
(検討年 50年)	総便益 1,795		総費用 639			
(基準年 H30)	基準年換算 (B) 659		基準年換算 (C) 593			
(単位:百万円)	費用便益比 (B/C) = 659 / 593 = 1.11					
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済： 沖縄県内では、近年、クルーズ船の寄港が急増しており、本港近接の本部港(本部地区)においては2020年の供用開始に向けて、大型クルーズ船対応可能な岸壁を整備している。整備後は、瀬底島の観光振興や地域活性化に期待できる。 ② 地元・自治体 地元本部町より平成23年6月14日付け「本部港(瀬底地区)の改修について(要請)」要請書が提出され、事業を進めていたところ、一部の事業反対者との調整が長引き、平成26年12月議会に賛成・反対両派から陳情が提出された。賛成の陳情は採択されるも、その後は、漁業関係者と漁場への影響について調整が長期化した。平成30年12月7日に「本部港(瀬底地区)改修に係る関係者連絡協議会」が発足し、地元漁業関係者を含む関係者において事業推進が確認された。本港は船揚場が狭小で不足しており、荒天時の波の遡上を低減させるためにも、船揚場及び防波堤の整備が求められている。 ③ 利害関係者： 本港は、地元の遊漁船やレジャーボート等の船が利用しており、島民の生活や観光資源として欠かせない施設で、早期施設改修を望んでいる。また、地元漁業関係者が懸念している海面利用について、漁業組合、海洋レジャー関係者、地元区、町、県で協議会を発足し、安全な海面利用ルール作りに取り組んでいる。					
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 既存の船揚場、置場が狭小であることから、遊漁船等の所有者は庭先に船舶を保管しており、船舶の陸揚・船降ろし・移動時の安全性のリスクが大きい。このような状況を改善するため、船揚場の整備を行う必要がある。また、船揚場への波の遡上を低減させるために、防波堤の整備が必要である。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 現計画は、環境への影響を考慮して最小規模の計画であり継続して実施することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 未着工のため、効果の発現はなし。					
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等： 現計画で事業を進め、平成34年度の完成を目指す。 ② 対住民関係： 特になし ③ 執行体制等： 現体制で執行可能である。					
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止					